

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月3日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第31号

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成20年郡山市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>609,690円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除し</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。次号において同じ。）</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>586,905円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除し</p>

て得た金額

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第11条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、8円38銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

て得た金額

(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)

第11条 郡山市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の郡山市議会議員及び郡山市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される郡山市議会議員及び郡山市長の選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された郡山市議会議員及び郡山市長の選挙については、なお従前の例による。